

平成 24 年度福岡市環境影響評価審査会 第 3 回部会議事の要旨

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 23 日（水）10：00～12：00
- 2 開催場所 西日本新聞会館 16 階 福岡国際ホール「九重」
- 3 出席委員 荒井委員 古山委員 勢一委員 薛委員 藤本委員(部会長)
(50 音順)
- 4 議 題 「福岡市環境影響評価条例施行規則・技術指針の改正について」
 - (1) 計画段階環境影響評価技術指針について
 - (2) 現行技術指針の見直しについて
 - (3) 施行規則の改正（案）について（報告）
- 5 配布資料
制度のあり方答申に伴う条例・施行規則・技術指針の改正について
福岡市環境影響評価技術指針（改正案）
技術指針解説（案）
資 料 1 本市における配慮書
資 料 2 技術指針に係る検討
資 料 3 改正技術指針について
資 料 4 施行規則の改正（案）について（報告）
参考資料 1-1 国・自治体の状況
参考資料 2-1 技術指針に係る検討の参考資料
参考資料 2-2 事業種ごとの実施時期
参考資料 2-3 本市の地域特性を踏まえた計画段階配慮
参考資料 2-4 福岡市における環境情報の整備状況
参考資料 3-1 条例改正に伴う技術指針の見直しの検討に係る参考資料
参考資料 3-2 その他による技術指針の見直しの検討に係る参考資料
- 6 その他資料
平成 24 年度環境影響評価審査会（第 2 回部会）議事録
条例施行規則・技術指針の改正に係る審査会及び部会審議等のスケジュール（案）
座席表・部会委員名簿
福岡市環境影響評価審査会 部会関係資料集

【議事概要】

- (1) 計画段階環境影響評価技術指針について (2)

○部会長 この部会は合計 4 回予定されています。今日が 3 回目で、あと 2 回で、環境影響評価条例の技術指針等を検討していくことになります。

それでは、議題の(1)の「計画段階環境影響評価技術指針について(2)」の内容について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 前回の部会からしばらく時間も経過いたしましたので、本部会で検討していただく内容について、再度確認をさせていただきます。

制度のあり方答申に伴う条例・施行規則・技術指針の改正についてご覧ください。左の列に環境影響評価制度のあり方で示された検討項目の10項目を記載しております。その右横に、それぞれの項目に対して条例・規則・技術指針の対応状況が分かるように○印をつけています。その中で網掛けの部分が技術指針で取り扱うものになります。

具体的には、1の計画段階環境配慮書の手続の新設では、実施時期や複数案の設定、調査・予測の手法などの配慮書の技術的事項、4の事後調査報告書の公表の義務化では、条例独自の記載内容を技術指針で取り扱います。9の発電所の対象要件の見直しでは、施行規則で規定する規模要件については本部会の第1回目、第2回目で検討いただきましたが、参考項目・参考手法を技術指針に定めます。最後に事後調査の確実な実施を担保するため、供用後における調査の期間の規定を技術指針で定めることにしています。

続きまして、技術指針のアセス条例での位置づけについて説明いたします。緑のファイルの最初のページの環境影響評価条例体系図をお開きください。本市のアセス制度は、環境基本条例を基本理念としております。その下にアセス条例があり、運用面で必要な内容を施行規則で定めています。例えば、条例で規定された対象事業の規模要件については施行規則で定めるということになります。技術指針は、アセスが科学的にかつ適切に行われるために必要な調査予測評価の方法などの技術的事項を定めるものです。すなわち、アセスの中身が科学的かつ適切なものになるように担保しているものとご理解ください。

本日の議題は、配慮書の技術指針の検討になります。配慮書の内容について、技術指針でどのように担保するのかという視点でご検討いただきたいと思います。以上が、確認事項です。

それでは、議題(1)の計画段階環境影響評価技術指針(2)についてご説明いたします。資料1の「本市における計画段階配慮手続」、資料2の「技術指針に係る検討事項」については事前にご説明しておりますので、省略させていただきます。本日は技術指針の改正案を中心にご説明します。なお、本市の条例は法に準じた制度になっておりますので、技術指針についても、法に準じる内容になっております。

赤字の部分が現行指針の本編中に新しく書き加えるものです。前半が配慮書手続に関するものですので、すべて新規で赤字になっており、後半は少し赤字が入っている程度になっていることがお分かりいただけたと思います。対象事業すべてに対応できるよう、この技術指針は総論的な内容になっております。個別具体的内容については、新たに解説書を作成して、詳しく説明や例示をしようと考えています。この技術指針資料の下の方に、環境影響評価技術指針解説(案)をお示ししています。こちらはまだ整理がついておらずイメージの段階ですが、こういうものをつくらうと考えています。

技術指針の1ページ目をお開きください。目次に全体構成を記載しています。配慮書手続に関しては、第2から第4まで、ページ数では1ページから6ページになります。また、配慮書関係の表が表2から表5までで、16ページから23ページになります。

1 ページの第 1 は趣旨で、全体の位置づけ等を記しています。第 2 が配慮書に関する基本的事項で、ここから配慮書に関する技術指針の記載になります。第 2 の 2 の「計画段階配慮を実施する時期」は、条例では事業の計画立案段階と規定していますが、技術指針の中では、事業の位置・規模又は配置・構造等の検討段階と、より詳しく記載しています。また事業者へのヒアリングをもとに、個別対象事業ごとに 16 ページの表 2 のとおり検討段階を示しています。

技術指針解説（案）の中では、個別具体の事業について手続の流れに対応した検討段階を例示的に示し、解説が技術指針を補完できるよう作成することにしています。

なお、風力発電や太陽光について、買取制度との時間的な関係はどうなるのかというご質問をいただいております。買取制度の申請時期は、機種等の諸元が決定した後となりますので、すべてのアセスが終了もしくは終了する見込みが立ったころになると思われます。

指針の 1 ページ、第 3 に配慮書作成の手順を示しています。1 で、計画段階における複数案の設定について記載しています。2 ページの (1) から (7) に記載している事業特性をまず把握します。(5) の複数案の内容では複数案については、実行可能な案を設定するとして、悪意の案を排除する意味合いも持たせています。複数案の設定が困難な場合は、その理由を記載させるよう考えています。さらに、実施しないこととする案、いわゆるゼロ・オプションについては、複数案の一つとして合理的なものであれば含めるよう努めるとしています。

3 ページの 3 では、「計画段階配慮事項の選定」について記載しています。配慮書手続きにおいては、重大な環境影響の回避・低減を目的としていますので、その目的に沿った項目を選定する必要があります。ここでは、18 ページの表 4 を参考として、事業特性、地域特性に応じた環境要素を抽出します。この表は、国の技術ガイドラインの検討を参考に福岡市の地域特性を踏まえて作成しています。

3 ページの 4 には、計画段階配慮を実施する上での調査について記載しています。(1) に、調査については既存の文献・資料の入手を基本とし、それが難しい場合は専門家等からの聴取や現地調査を行うこととしています。調査手法については 19 ページの表の 5-1 をごらんください。一番上に既存資料による調査を記載しています。基本的にはこちらが中心になります。それ以外には類似事例の参照やヒアリングなども書いています。特に動植物や生態系に関しては、既存資料に加えて簡易でも現地踏査レベルでもいいので、調査することが有用とのご指摘を委員からいただいております。

4 ページの 5 に予測手法について記載しています。(1) に書いていますように、原則として簡易な手法により行うこととします。環境影響の程度については定量的に把握することを基本とします。定量的な把握が困難な場合は、定性的な手法により把握するとしています。

予測の手法を表にまとめたものが 20 ページの表 5-2 です。こちらに簡易な手法を載せています。21 ページでは、定性的な手法の例を載せています。こちらも国の技術ガイドラインの検討を参考に、作成しております。

5 ページの 6 には評価手法について記載しています。項目ごとに取りまとめて、複数案を総合的に整理することになります。この調査・予測・評価の全般について、事前に委員

からご指摘いただきました。既存資料の揃い具合や、予測手法が定性的なのか、定量的なのか、こういった違いによって、でき上がった配慮書のレベルがかなり異なるので、重大な環境影響が回避・低減されているかどうかの判断が難しいのではというご意見です。これについては、行政の審査だけではなく、専門家の意見、その他多様な意見を取り入れて判断できるよう運用上で対応していきたいと考えています。

多様な意見については、5 ページから 6 ページの第 4 で、配慮書段階の意見聴取が規定されています。1 から 3 は、現行のアセスの制度の書面による意見提出と同様な規定としております。これが原則ですが、6 ページの 4 には、環境保全の見地からの意見を求めない場合は、その理由を方法書に記載するものとするとしています。ただ、「なお」以下に、意見の提出による意見聴取を行わない場合は、その他の環境情報の交流のための手法により意見聴取を実施することが望ましいとして、その他の方法も積極的に活用していろいろな意見を取り入れてほしいということを記載しています。

配慮書段階についての技術指針の説明は以上です。

○部会長 基本的には複数案で比較しなければいけなくて、複数案にならない場合には、その理由を示しなさいということがベースだと理解しています。複数案の場合の説明があちこちに出てきますが、位置等に関する複数案と「位置等」という修飾語がついています。位置が変わるのだけが複数案というわけでもないですね。

○事務局 言葉の定義については、1 ページの第 3 の 1 の 1 書いてあります。事業の位置、規模又は配置、構造に関する複数の案を「位置等に関する複数案」と定義しております。

○委員 16 ページの表 2 で、例えば高速自動車国道については、配置・構造の配置のところに○がついていませんね。これはどういう意味なんですか。

○事務局 この表は事業者からのヒアリング等をもとにつくり上げたものですが、道路の場合は配置というより構造に関して複数案を計画段階で検討しているということでしたので、構造について配慮書を適用してくださいということにしています。

○委員 配置というのはルートも含めるんですか。

○事務局 ルートは位置になります。配置は面開発における煙突の位置のようなことをイメージしています。

○委員 道路の場合は構造で代表できる。運動場などは、構造は関係ないから配置のほうでということですね。

○事務局 そういう区分けをしています。そのあたりは資料 2 の 2 ページの「複数案の設定の考え方」に、点事業・線事業・面事業における位置・規模、配置・構造のイメージを示しています。例えば、道路は線事業になります。ここでは位置・規模と一緒に書いてい

ますが、道路のルートは場所の違いということで、位置と考えています。点事業のごみ焼却処理能力は位置ではなくて規模で考えることとしています。線事業である道路の高架案や掘割案等が構造の案、面事業の土地区画整理事業の土地利用が配置の案となります。

○委員 太陽光発電の構造というのはどういうものをイメージしているんですか。

○事務局 太陽光発電については解説（案）の 8 ページに記載しています。配置・構造については、例えば、設置条件や周辺機器、連系点などで複数案が考えられると思います。

○委員 今挙げられたのは、ほとんどが配置であって、構造についてはイメージできませんね。当面は日本では設置されることはないでしょうけど、太陽光を集光するようなタイプ、集光してそれを蒸気にするタイプのものもあります。そういうのをイメージしているのでしたら構造ですよ。パネルをそのまま敷設するだけなら構造はほとんど関係なくて、配置だけの問題になる。構造は、今、実用化してない集光型のものぐらいしかちょっとイメージできないんですが。

○事務局 構造については、それほど大きな影響が出るかどうかは個別に違うと思いますが、例えば、パネルの角度あるいは下の基礎がどのような構造になるかということで、検討事項の一つに架台を入れています。

○部会長 この太陽光発電の表の一番左に事業の流れがあって、構想から計画段階・実施段階とあります。今、ここで議論しているのは、計画段階だと理解しているんですが、実施段階というのは何を指しているんですか。

○事務局 実施段階というのは、現行のアセスの手続を指しています。

○部会長 手続の流れはいいとして、検討事項は「位置・規模」と「配置・構造」に分けてあるんですが、どちらに挙がるかによって、どういう差が出てくるんですか。要は、位置・規模に載っていても、配置・構造に載っていても、◎がついているのは計画段階で複数案について考えなければいけない項目として挙がっていけばいいような気がするんですが、私の理解は間違っていますか。

○事務局 これは事業者からヒアリングした内容を書き変えただけのものです。ある事業計画があって、それが一つの案になって、その案に基づいてアセスが始まるのが現行の手続です。その一步手前の計画段階でどういったものを検討すべきかを分かる限り抽出したのがこの表です。ただ同一事業において、これをすべての項目を検討するわけではないです。事業特性によって、検討するもの、検討しないものもございます。一步手前の計画段階において、こういった検討事項があるので、この中から適正なものを複数案として拾ってもらおうと考えています。

○部会長 そういうことを質問したのではないんです。位置なのか、規模なのか、配置なのか、構造なのか重要なのではなくて、計画段階で検討すべき項目が落ちていないことが重要なわけでしょう。その項目が位置・規模という左側の欄にあらうが、配置・規模という右側の欄にあらうが、どちらでもいいのではないのでしょうか。

○事務局 なぜ、位置・規模と配置・構造を分けているかということでしょうか。

○部会長 表2で高速自動車国道に○がついていたり、ついていなかったりしているのはどういうことでしょうかという質問があったので、そういう関連でお尋ねしたんです。

○事務局 位置・規模と配置・構造を分けているのは、重大な影響の回避・低減の観点から、位置・規模の複数案を優先して検討してほしいという意図があります。それは技術指針にも記載しております。

○部会長 そういう意図があるわけですね。要は、複数案というのは、位置や規模が第一で、案としてはそれを優先して考えないさいということですね。

○委員 技術指針の16ページの表にはきちんと位置・規模、配置・構造が分けてあるにもかかわらず、解説(案)のほうは、きちんと整理されていないような気がします。これでは皆さん困るのではないかと思うのですが。

○事務局 これから整合をとっていきたいと思います。お示しした解説(案)はイメージということで、現段階で整理できたものをお示ししています。

○部会長 計画段階で、まず位置や規模に配慮してください。それが決まれば、その次は配置や構造をできるだけ考えてみてくださいということですよ。16ページの表2では、○を外しているのは最初から考えなくていいよと言っているように解釈できます。そういう意味では、全部○をつけておけばいいのではないかと思うんですが。

○事務局 配置と構造は、面と線で考え方が異なるので、例えば、道路なら配置のほうには○はつけてなくて、構造に○をつけています。

○部会長 必ずしもそうはならないと思うんです。道路であれば、サービスエリアは線ではないです。何もかも全部、計画段階で考えなさいと言うつもりはないんですが、もし規模が大きくて、すごく重要になりそうな場合には考えるべきなのではないですか。最初から高速自動車国道はこうと線引きをしてしまっただけで、あえて検討から落とす必要はないと思うんです。やらなくていいものを決めるように解釈できるんですね。やらなくていいことを言う必要はないんじゃないでしょうか。

○事務局 ご意見を踏まえて、こちらの内容については訂正させていただきます。基本的

には全て検討できるような形で表を作成したいと考えます。

○部会長 一般的な、網羅的なマニュアルの技術指針をつくるわけですから、個別の事業に対しては、○のついているものは全部やりますということにはならないと思います。

○事務局 そのあたりもわかるように取りまとめたいと思います。

○委員 技術指針の6ページの第4の4の意見書により環境保全の見地からの意見を求めない場合について、最初の文章は、意見書により意見を求めない場合ではなくて、全く意見を求めない場合にその理由を方法書に記載することになっています。なお書きでは、意見書の提出による意見聴取を行わない場合には別の形で意見聴取をとということです、なお書きのことをやれば理由を方法書に記載しなくてもいいことになるんですか。

○事務局 そうですね。その場合は、意見の概要という形で方法書に記載されるので、その分については記載しなくていいと考えています。

○委員 ちょっと文章が一度読んでわかりにくかったので、はっきりわかるように書いていただいたほうがいいかと思います。

○委員 今のお話では、どういうケースが考えられますか。

○事務局 例えば、早期に公表し、意見を求めることがなかなか難しい事業もございますので、その場合は書面による意見聴取という形ではなくて、例えば、地元への事業の説明会などにあわせて配慮書に対する意見を聴取するようなことを考えています。

○委員 騒音や振動は計算によりその評価の妥当性をある程度検証できるかもしれませんが、自然環境の場合、特に生物多様性の保全の立場からは、既存の資料だけで評価の妥当性を評価するのは難しく、多くの場合、わからないというのが現実だろうと思います。ある地域に高速道路を通すのに、真ん中を通すのがいいのか、周りを通すのがいいのか、どれが一番妥当かを判断する際の妥当性の検証が非常に難しいんです。手続としては、上げられた情報だけを見て、評価の妥当性を判断するのか、それとも、ほかの面からも要求することができるのか。基本的には準備書段階の調査を要求してはいないわけでしょう。

経験上、その程度のものが出てこないとわからない場合が多いと思うんです。明らかにわかっている場合もあるかも知れませんが、多くの場合はそうです。そういう場合にどうなるのか、ちょっと頭に入ってこないんです。そこをわかるように教えていただけませんか。

○事務局 判断は、既存資料での簡易的な予測をもとに評価して配慮書がつけられて、それで判断する形になります。ただ、専門家の意見を聞きつつ、主張・意見を述べることができます。例えば、ルート選定に当たって、こういう調査だけはしてほしいということが

あれば、主張・意見の中で、ここだけはポイントとして事前に把握しておくようにという意見は述べることができます。

○委員 そうすると、A案よりもB案がいいと思っていたのが、C案がいいという主張がされた場合、主張されたことについては、次の方法書の段階のときに決定していくということでは構わないんですか。

○事務局 方法書以降の段階で一つの案になるということです。例えば、A案、B案、C案があって、どれも難しいという主張・意見も述べるができると思います。その場合、例えば、AとBの真ん中や、B、Cの真ん中という案も方法書には出てくると思います。ただ、配慮書の段階では重大な影響の回避・低減が一番大事なところですので、その趣旨を酌み取って方法書の計画に反映いただければと考えています。

○委員 20 ページの表 5-2 は国のガイドラインそのままですか。

○事務局 国のガイドラインをもとに作成しています。

○委員 自然系のところで定量的な手法でできるのかなというのが幾つかあるんです。例えば、まとまりの場への影響という「まとまりの場」は面的にくくれるのが前提なのはいんですが、生息地等への影響、これも、生息地等が面で限定されることが前提ですよ。この程度というのは、みんな何%ぐらいという意味ですか。

○事務局 主に改変の割合を意図しています。

○委員 地形地質の量というのは、これはどういう単位なんですか。測り方がイメージできるものとできないものがあるんです。

○事務局 例えば、面開発の中で重要な地形・地質がその中に存在した場合、A案の面開発では、その中の、例えば 30%入っているということです。

○委員 これも面積ということですか。

○事務局 はい。

○部会長 同じく、20 ページ、21 ページの表の騒音を見ると、事業実施想定区域周辺の現況の騒音レベルや低周波音レベルとあります。これは既存資料がなかったら調査するということですか。

○事務局 もし、既存資料がなくて、そういったものを把握する必要があるれば、例えば、1日でもいいので測りなさいということです。ただ、この全てが必須ではなくて、例示とい

う形で示しています。

○部会長 予測のところで、簡易なのか定性なのか詳細なのかをどう区別するのかというのは、どこに書いてありましたか。

○事務局 4 ページの 5 の (1) の予測手法のところですか。

○部会長 詳細な手法というのはどこにあるんですか。簡易な手法が原則ですよ。ちょっと難しい場合には、定性的な手法もいいと。でも、22 ページの表には詳細な手法というものも書かれているんですが、本文にはどこにあるんですか。

○事務局 詳細な手法が表にあるのに、本文中に記載がないということですね。

○部会長 記載がないというだけではなくて、内容的にもまずいと思う点があります。今、福岡空港の滑走路増設のアセスをやっていますが、このような場合、周辺の現況の騒音については、既存資料から持ってくるということになるわけです。既存資料はきっとあると思うんです。滑走路増設は、騒音に相当大きな影響を及ぼす事業なわけです。騒音の予測は、定性的とか簡易なではなく、どんな騒音になるのかをそれなりに予測しなければなりません。滑走路を西側につくるのか東側につくるのかによって、どう騒音が違ってくるのかについて大まかな予測はやらないと、計画段階の環境影響評価にならないと思うんです。

現状のデータばかり見ても仕方がなくて、このA案ではこの地域では騒音がこれくらい大きくなります、B案ではこっち側がこれくらい大きくなります。このように大まかなことでも予測しないと、計画段階の環境影響評価にならないように思うんです。このような予測手法は、この指針に入っていますか。

要は、予測には簡易な方法と定性的な方法と詳細な方法の3つがありますが、簡易な方法には現況の騒音を既存資料から持ってきたと書いてあるだけなんです。だから、空港増設のような例をイメージしたとき、必要な予測がやれるような仕組みになっているのかどうか読み取れないんです。

○事務局 この20ページの簡易な手法で、例えばA案であれば被影響の数がこのくらい、Bであればどうと定量的に比較することになります。

○部会長 それやるためには予測しないと出ませんよね。

○事務局 ある程度予測しないと出ないと思います。

○部会長 予測の精度とか、きめ細かい予測をするかどうか、そう点は置いておいても、何らかの形でどのくらいの騒音になるかというのを予測しないと、被影響の数は出せないですよ。

○事務局 予測しないと出ないと思います。だから、このあたりは何らかの予測をして、出していただくような形になると考えています。

○部会長 そう理解していいということですね。

○事務局 結構です。

○委員 やっぱり既存資料だけではなくて、一部そういうふうに調査をやってということになりますよね。

○事務局 既存資料から予測に結びつけられるものは、それでやって構わないんですが、重大な環境の回避・低減という観点からどこまでやるのかということになります。配慮書の段階では、方法書以降の手続で十分に保全措置をとれるものは、ばっさり切り捨てるとまでは言いませんけれども、ある程度おおまかでもいいと思っています。重大な環境の回避・低減という観点から何をすべきか、という判断が一番重要になってくるのではないかと思います。

○部会長 案が選ばれば、あとは今までの手続で、細かい調査や予測、評価が当然やられるので、配慮書段階で複数案を選択するときに、著しく影響があるにもかかわらず、落ちている項目があればまずい。だから、それが落ちないような仕組みにしていけないといけません。

○委員 20 ページの生物系のまとまりの場に関してですが、藻場などの分や布生息地というのは、予定された敷地の中だけの話なんですか。周辺も含めてなんでしょうか。

○事務局 周辺というのは、それぞれ事業によって含む・含まないがあると思います。事業の熟度が低い段階で、どこまで周辺に影響があるのかがわかっているのかにもよると思います。

○委員 まとまりの場とか生息地というのは、実際に区切ること自体がわりと難しいものを含んでいます。直接改変されなくても直近であるいは傍らで何かが起きたら、直接改変されなくても影響が及ぶというのが、この種の問題です。こういう前提に立つと、その何%が改変されますと聞いても、生物系への影響を配慮しての複数案の検討からはほど遠いような気がするんです。

動物ではどうですか。生息地への影響といったときに、面できちん区切れるものなんでしょうか。

○委員 植物の場合はある程度固定されているので、面積が出るかもしれませんが、動物にもよりますが、難しいと思います。小さな昆虫では、限られた分布域を見る場合があります。大きな動物の場合は移動しますから、何がいたかないかの定性的なことはで

きたとしても、定量的な方法は広範な調査をしないと無理です。分布も、どれだけの広さで動き回り、どこを利用するかがわからないと、やっぱり量的には把握できません。だから、配慮書の段階でできるのは、簡易的な手法、恐らく、動物の場合は基本的には定性調査しか方法がないんだろうと思うんです。

○事務局 あるまとまった多様性の高い森林が存在したとして、ここからここまでまとまりの場を区切るのは非常に難しいかもしれないんですが、A案、B案、C案と考えた場合、影響の程度についてどれが一番大きいか小さいかを判断しなければいけません。その際は定量的なものが一番わかりやすい指標になるかと思うんです。そこが書きづらい場合は、やはり定性的な書きぶりになるでしょう。動植物生態系の場合はいろいろな手法を考えていいと思います。定量調査にこだわっているわけではありません。

○委員 まとまった森林を直接改変しなくても、その直近で事業が行われる場合や、森林との距離によって影響を受ける場合もあります。周辺を含めにくいということであれば、そういうところが配慮されないのではないかと心配するんですけども。

○事務局 周辺の考え方については、コアのエリアとその周辺のエリアというような形で、それらとの距離や改変面積の考え方もこの表に書き込んでいきたいと思います。

○委員 大事な場所への距離もひとつの定量ということになるという気もします。この段階での生物への影響については定量というより定性かなと思っていましたが、いい方向に直せるものなら直したらいいと思いました。

○委員 この表を見ていると、上の大気質から下まで全部そろえたほうがいいと思うのは、現状の把握ですよ。例えば、大気質のところであれば、現状の濃度がどう、それで、周辺の影響対象や距離、そしてアクティビティがありますね。動物や植物のところでは現況の状況をベストエフォートで把握し、被影響対象を選定する。そして生息範囲までの距離、もしくはその一部がかかってしまわないか、アクティビティとの関連を見る。そういう整理をしてみるといいのではないかなと思いました。

○部会長 羅列的に書くのではなしに、もう少し欄を工夫したほうがいいのではないのでしょうか。

○事務局 表をわかりやすく、見やすくしたいと思います。

○委員 配慮書では、どの範囲をくくって調査をするかというのが非常に重要になってきます。計画段階配慮手続では事業実施想定区域というのが規定されています。この規定というのは条例・規則のところでは定められるんですか。

○事務局 条例のところでは定めております。緑のファイルの条例関係の条例・規則対照表(案)

の 42 ページの第 2 条の定義のところに示しています。「計画段階配慮とは」というところで、対象事業に係る計画の立案段階において、1 又は 2 以上の当該対象事業の実施が想定される区域を事業実施想定区域という定義しております。

○委員 この場合ですと、従来のアセスのときの事業対象区域と、発想が異なるはずですよ。どういう基準でその区域を設定しろということは、条例規則に具体的に書くんですか。

計画段階でどの範囲を想定して調査の対象にするかは、実は技術指針のやり方と極めて密接に関連していて、従来の地域よりは広くとるとか、そのときにどういう形でとるとかというのは、少しリンクさせるような方法で決めておかないと、後で範囲が狭過ぎたということになる可能性が出てきます。先ほどの動物の移動とかですね。今把握していないんですけれども、そこをどの段階で決められるのか検討いただければと思います。

○事務局 想定区域をどう設定するのかについては、基本的には事業者が決定することになっていて、計画熟度が非常に低い段階でどこまで述べられるのかという問題もあるかと思っています。技術指針に書ける、書けないは宿題とさせていただきたいと思っています。

○委員 1 点だけ。意図的に避けられないような考え方にさせていただきたいんです。ぎりぎりのところを避けて通るのは一番問題が出てきます。

○部会長 予測手法の細かいところまでのご意見いただきましたが、まだ、ご意見いただけてない部分が、23 ページの評価手法と、24 ページのティアリングの手法です。予測したことに対して何らかの評価を下さないといけない。計画段階配慮書での評価は、A案はどうB案はこうと複数案について項目ごとに整理することになるでしょう。表の 5—3 の(1)の二つ目の midpoint に「評価可能な評価手法を選定する」という表現が出てきます。私の理解だと、適正に評価するというそんな表現になろうかと思うんです。評価手法を選定するという表現が違和感を覚えるんですが、どういう意味ですか。

○事務局 どういう方法で評価をするのかということ在意図したつもりです。通常のアセスであれば、現行の基準などに照らし合わせてとなるんですが、配慮書の段階では、例えば、どちらの方がより変更の量が少ないといったことで評価していくということ表現したつもりです。少し表現方法を考えさせてください。

○部会長 議題の(1)はこんなところでよろしいでしょうか。いろいろ意見が出ましたので、修正して、次回には決定できるようにご準備をお願いします。

(2) 現行技術指針の見直しについて

○部会長 それでは、議題の(2)に移らせていただきます。現行技術指針の見直しについて事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 現行指針の見直しについては、2点ございます。1点目は、太陽光と風力発電の対象事業への追加に伴い、参考項目を設定いたしました。2点目は事後調査報告書の公表の規定が義務化されましたので、調査期間の考え方を見直しました。その2点が大きな点でございます。

まず、風力発電の参考項目についてご説明をいたします。技術指針の35ページの表7-11の風力発電事業の参考項目は、国あるいは既存の事例をもとに、火力発電所の事業をベースに、風力発電に必要なものを選択しております。環境要素として、風力発電に特徴的なものは低周波音で、これは施設の稼働のところに○をつけております。それにシャドーフリッカーをその他の環境のところに追加していますが、これも施設の稼働の中に○印をつけております。

送電線の存在については、影響要因の1つとするがどうかをいろいろ検討しております。想定される送電線の影響・規模を取りまとめて、それをもとに考えてみました。資料3-1(別紙)の1ページは既存の事例を取りまとめたものですが、総出力と送電線による改変面積の関係を棒グラフで示しました。条例の対象事業は、真ん中の1,000以上1万未満の規模になります。白いところが送電線による改変を伴っていないもので、斜線や網かけの部分は送電線による一定以上の改変を伴うものを示しております。これまでの事例を見た場合、地域特性や事業特性等もありますけども、条例の対象の規模の総出力であれば3分の1ぐらいは土地の改変がなく、3分の2ぐらいは何らかの改変が見られたということが分かります。

では、どの規模の送電線を条例対象として考えられるのかということですが、2ページをごらんください。上の表を見ていただくと、電圧階級、つまり流す電圧が高ければ高いほど、鉄塔の高さは高くしないといけません。下の方は、受電電力とその連系の電圧の関係の表です。条例の対象規模で言うと、受電電力2,000キロ以上1万キロ未満、連系電圧22キロボルトというところが想定されます。上の表では66~154キロボルト級で鉄塔の高さが30~50mですから、連系電圧22キロボルトでは30mあるかないかの鉄塔の高さが想定されます。

実際の事例を3ページに書いております。送電線の設備容量として22キロボルトのものを引っ張ってきました。4つの事例とも敷設方法は電柱によるものでした。また、九電の関係者や事業者からは、街中の電柱よりも大きな程度のものをイメージしておけばいいのではないかと聞いております。

また委員の方から、送電線の設置そのものはアセスの対象事業になってないので、参考項目として入れておくのは適切ではないのではないというご意見もいただいております。参考資料の3-1の22ページから23ページに他の自治体における風力発電の参考項目を記載しております。福島県ではアセスで実際に送電線の影響を見た事例がございますが、福島県も含めどの自治体でも、送電線の存在というのは影響要因として組み込まれていないことがわかります。

以上のことから、事務局といたしましては、風力発電事業の参考項目に影響要因として送電線の存在を入れるのではなく、影響が大きい場合には、必要に応じて事業者の判断によって影響要因とするよう運用で対応していきたいと考えております。

次に、36ページの太陽光発電事業の参考項目をごらんください。太陽光発電事業つきま

しては土地の改変の影響が大きいということで、参考項目は現行の指針の土地の改変事業をベースにしています。活動によって何かが排出されるわけではございませんので、大気の影響などを削って参考項目としております。

特徴的なものといたしましては、反射光を影響要素のその他の環境に入れております。ただ、○印は最初からつけておりません。必要に応じて、○印つけてもらえるようなつくりしております。

37 ページ以降は参考手法です。この内容は、おおむね現行どおりで改正部分はほとんどないんですが、今回、48 ページのその他の環境にシャドーフリッカーを追加しております。あと、プラスの影響がある分については、アセスの中で予測していったほうがいいのではないかという意見を受け、プラスの予測を追加しております。57 ページに、温室効果ガス等については排出量ばかりでなく、削減量等についても予測していけるような記載しております。

最後になりますが、事後調査の期間について考え方を整理しました。参考資料 3-2(別紙)の一番上の「現行技術指針の規定」の(1)の「事後調査の趣旨」でございますが、環境影響評価には不確実性があることから、環境の状況について調査を実施するという、それは必要に応じて追加の保全措置を適切に講じられるように調査をして、最終的には、適正な事業の実施に資することを趣旨としております。

(2)の「事後調査を実施する項目」については、予測の不確実性が高くかつ相当程度の環境影響が予測されるもの、環境保全措置の効果に係る知見が不十分でかつ相当程度の環境影響が予測されるものでございます。ある程度不確実性があっても、影響は大きくないことがアセスの中でわかれば、特段、事後調査で実施する項目として取り上げません。その他、事業者が予測結果の検証が必要と自主的に取り上げるものでございます。

「調査時期と調査期間」は、環境影響評価の予測対象時期を基本とするとしております。

事後調査については、本市のアセス制度のあり方の答申で、事後調査が必要な場合には、供用後においても事後調査が確実に実施されるように制度を整えることと審議会から要望をいただいています。この課題への対応方針を一番下に記載しております。供用後においても確実に実施するにはどうしたらいいのかということで、表にまとめとめております。事後調査を準備書、着手後の二段階に分けております。準備書段階は、ちょうど事後調査を考える入り口になります。事後調査計画を策定して、審査会で検討してもらうこととなります。着手後の現行の手続では、事後調査を実施して、保全措置を追加検討して計画を見直すところまででございます。調査をいつ終了かの判断の考え方がありません。表の赤字で記載したところが、今回、プラスした部分です。結論から申し上げますと、調査終了の判断を技術指針の中に加えて、準備書段階での計画策定の入り口と同じく、着手後段階での調査終了の判断についても審査会のご意見等を伺い、第三者がきちんと判断できるように制度を整えたいと考えております。事後調査の入り口と出口をしっかりとらえればいいのかということですが、まず準備書段階では、存在と供用に分けて考えております。現行の技術指針では、事後調査の時期は予測対象の時期です。例外として、影響の出現に時間を要するものや影響の程度に経時的な変動が想定されるものについては、必要に応じて、一定期間の調査を行うとしております。この予測対象時期

とは実際にどういう時期なのかということですが、存在の場合は、存在による影響がほぼ確定する時期、供用については、供用時の活動が定常的な状態、もしくは影響が最大の時期が設定できれば、影響が最大となる時期となっております。これが準備書段階で事後調査計画を策定する上での指針となっております。

着手後については、事後調査を実施して、その結果を予測評価の結果と比較検討し環境への影響が大きいと判断した場合には、必要な保全措置を講じるものとするとしております。新たに保全措置を実施する場合は、影響を受けるおそれがある環境要素について事後調査計画を見直し、事後調査を実施するいわゆるP D C Aサイクルを記載しております。長期にわたるようなものは一定期間の調査を行うことにしておりました。ただ、その期間をどう判断したらいいのか、なかなか難しいところがございますので、こちらについては、一律に本編の中に記載するのではなく、必要に応じて専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う。これは審査会の意見をいただくことを想定しております。なお、改正した条例の事後調査に関する規定として、第30条の第1項で公表規定を追加し、第2項で市長意見の形成として、事後調査報告書の提出を受けたときは、必要に応じて審査会の意見を聞いた上で、環境保全の見地から意見を述べることができる旨、新たに付け加えております。

今後改正予定の施行規則の第34条の2を見ていただきますと、提出する事後調査報告書とその提出時期について記載しています。1については、年度終了後、その年度内に事後調査を行ったものがあれば、年度終了度に事後調査報告書が出てまいります。2は、工事が終了した段階で、工事終了後に報告書が出てきます。それから供用後の調査が始まるのですが、供用後も年度年度の調査報告書が出てきて、最後に実施した事後調査の終了後に一括したものが最終的に出てくるということになります。たくさんの事後調査報告書が出てきますが、それらの全てに対して、市長意見を述べることができることになっております。ただし、全てに意見を述べるわけではありません。必要に応じて市長意見を述べていくのですが、この施行規則の規定と調査終了の判断を運用上組み合わせ、審査会のご意見をいただいて事後調査の最後の判断、適正な期間、適正な実施というものを担保していければと考えております。

現行指針の見直しのご説明は以上でございます。

○部会長 4点ほどありましたが、順番に確認していきたいと思います。まず、風力発電に関する参考項目で送電線についてはいかがでしょうか。

○委員 結論的には、この送電線の欄はなくすという方針なんですか。

○事務局 結論的には、参考項目の中から取り外すということでございます。

○委員 ちなみに風力発電の場合、場所によって距離は変わってくるでしょうけれども、発電したものをどこまで引っ張っていくんですか。

○委員 よくある事例として山の稜線においた場合、稜線から一番近い電力の系統がある

ところまでです。それがコストになっています。接続できるところというのは連系電圧によっても変わってくるでしょうが、詳細はよくわかりません。

○事務局 既存の送電線のしかるべきところにつなぐ形になるんでしょうけれども、町なかであれば送電線の張り巡らしが密になっているんですが、山の中に行くと張り巡らしがまばらになっています。事業者の費用ということになりますので、長いと費用対効果が低いということで、事業を実施しても意味がないということになります。長い送電線を引っ張る場合は、法案件ぐらいの規模でないとペイできないのではないかと考えております。

○委員 一番高い送電線と想定した場合、電柱程度と言われましたけれども、間隔も普通に見ている電柱程度の間隔ですか。間隔が空いているのか、密に立てていくのですか。

○事務局 電線の張りぐあいというのものもあるんでしょうけれども、電柱程度ですので、多分、そんなに長くは飛ばせないと思います。

○委員 間隔が近ければ、電柱がぽんぽん立つわけですから、影響が大きいと思いますし、飛んでいけばそうでもないのかなと思った次第です。

○事務局 詳しくはわかりませんが、アセス法対象のレベルでも電柱でやっている場合は、数が増えるのは増えるんだと思います。22キロボルト程度でいけば、の程度かちょっと大きい程度ということであれば、おそらく間隔も町なかの電柱とそんなには変わらないと考えて問題ないと思います。

○部会長 2番目の太陽光発電については、反射光等が問題になりそうだけれども、〇はつけなくても対応できるのではないかということでしたが、いかがでしょうか。

○委員 環境への負荷の温室効果ガス等というのは、どういうものなんですか。

○事務局 太陽光発電を設置するので排出量ではなく、削減量をみる。プラスの影響をみてはということです。

○委員 風力は要らないんですか。

○事務局 風力にも付け加えるように訂正したいと思います。

○部会長 これは、57ページの温室効果ガス等の参考手法とも係わりますけれども、事業のプラス面も積極的に入れられるようにしていくのはいいことだと思います。よろしいですかね。

4番目は事後調査に関して、参考資料3-2(別紙)です。今までは、事後調査をやっても、公表義務もなかったし、いつまでやるかという規定も明確ではなかったもので、この際、

その辺をきちんとしておこうという内容ですが、いかがでしょうか。

○委員 民間事業とかの場合ですと、供用開始後に転売されるという可能性もあると思います。その場合は、事後調査などの担保の方法は何か用意されているのでしょうか。

○事務局 それに関しては、条例を改正しております。緑のファイルの条例・規則対照表(案)の31ページをごらんください。第30条の第3項に赤字で、新しく追加した規定を載せております。事業者は対象事業の工事終了後に実施する事後調査をみずから行わない場合は、当該事後調査を行う者(事後調査実施者)を定めなければならないと規定しております。事業者はつくるだけで、あとは管理者に任せますということであれば、事業者が全てアセスをするのが原則ですけれども、供用後はできない場合がございます。その場合は事後調査実施者というものを定めて実施するよう新たに規定をつくっております。

○委員 確認ですが、資料3-2(別紙)の1ページの一番下の赤字のところですか。必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う(審査会を想定)とあります。審査会を想定というのは、例えば、生態系の調査は非常に時間がかかることが予想されるんですけれども、何年間調査しなさいということ審査会で助言するということですか。

○事務局 準備書段階で事業者から事後調査計画が出されます。実際に調査していく中で、予測とは違う点がいろいろ出てくると思います。事後調査計画に基づき調査し、調査結果の報告を審査会で行ってもらい、それに対して助言するということです。

○部会長 今までは終了についての規定が何もなかった。今回、いつまで、あるいはこれ以降は事後調査はやらなくてもいいという判断を審査会でやろうということですか。

○委員 モニタリングの審査会を行うということですね。

○事務局 事後調査報告会という形になると思います。

○委員 それは事後調査がすべて終わったときということなんですか。

○事務局 すべての事後調査の終了後を想定しておりますが、場合によっては1歩手前であったり、必要に応じて柔軟に対応できたりするよう考えております。

○委員 もっとも、毎年報告があっても、毎年審査会でみるということは難しいのかもしれませんが、当然、終わっていいものを長々と続けている場合はこの辺でやめたらどうだということの中にはあると思います。そういうのはどこでチェックできるんですか。毎年毎年、報告を審査会に出すわけではありませんよね。

○事務局 毎年毎年出すわけではありませんが、それも出せるような形にしていますので、必要に応じて、例えば審査会に報告して、事後調査の期間を少し短くしますというような報告もあるかと思えます。

(3) 施行規則の改正(案)について(報告)

○部会長 それでは、議事の2番目を終わらしまして、3番目に移りたいと思います。施行規則の改正(案)についてということで、事務局からご報告いただきたいと思えます。

○事務局 先月の27日に改正条例が公布されました。施行日は、配慮書以外は4月1日、配慮書は10月1日となっております。施行規則については、今年度中の改正を目指しております。施行規則の改正内容ですが、条例改正に伴うものと施行規則に追加するものと大きく区分できます。

条例改正に伴うものとしては8項目あり、これは条例改正に伴って、必要な手続を加えるものです。ここでは、審査会に関係がございます事後調査報告書の公表と公聴会について報告させていただきます。それから、施行規則に追加するものですが、本部会で検討していただきました風力発電、太陽光発電の規模要件についてまとめておりますので、そちらの方もご報告させていただきます。

1ページの裏面の事後調査報告書の公表等のフロー(案)の事業者の欄をごらんください。事業者は、まず事業を着手した場合、着手届というものを提出しなければなりません。そこから、工事中の事後調査が始まります。事後調査の実施後は、年度終了ごとに中間報告を作成いたします。この中間報告は、今までは市長に提出しておりました。黒字が現行の手続です。工事中の事後調査がすべて終了した段階で、工事終了後の報告書をつくります。これは新しくつけ加えたものです。この報告書については公表を考えております。

工事終了すれば供用後となります。供用後の事後調査も年度終了後の中間報告がございます。全てが終わった段階で、工事中と供用後の報告書を取りまとめて最終報告をして、それを公表します。公表は2回になります。

報告書の提出は、工事中の中間、工事中の終了、供用後の中間、供用後の終了と四つ段階がありますが、提出した報告書については、すべて市長の意見を述べることができる仕組みとなっております。必要に応じて市長意見を述べる際は、審査会の開催を考えております。最終報告については、審査会の意見を聞きつつ、市長意見の提出というものを想定しているところでございます。

次ページの公聴会の開催フロー(案)をごらんください。現行の手続は、準備書を作成して公告縦覧、説明会の開催、縦覧終了、意見書の提出、意見の概要と見解、最後に市長意見の作成となっております。公聴会は、この市長意見作成前に開催して、そこで公述された意見は、市長意見形成の際に参考となります。今までは書面により提出された意見だけでしたが、公聴会の意見もプラスして、審査会では取り上げることとなります。

最後のページの風力発電所及び太陽光発電所の規模要件をごらんください。1回目と2回目の部会でご検討いただいたものが施行規則の別表の中にこういう形で入ってきます。

風力発電につきましては、特定区域は1,000キロワット以上、500メートル以内に住居、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設が存在する区域はこれも1,000キロワット以上、

それ以外の区域は1,500キロワット以上と、三つにゾーニングしております。
太陽光発電につきましては、これは今までの土地の造成事業と同じような考え方で、土地
改変の面積が、市街化区域は20ヘクタール以上、市街化調整区域は10ヘクタール以上、
特定区域は5ヘクタール以上と、三つにゾーニングして考えおります。

施行規則(案)の報告につきましては以上です。

この風力・太陽光の内容につきましては、28日の審査会に部会報告として報告させていただきたいと思
います。

事務局からの説明は以上でございます。

○部会長 我々が議論した結果がこのようになりましたというご報告ですが、何か質問は
ございますか。

ないようでしたら、以上で本日の議事を終わり、進行を事務局にお返しいたします。

(閉会)

○事務局 配慮書でどこまで何を求めるか、これはこの場だけではなくて、事業者が一
番気になるところでございます。配慮書に係るご意見をかなりいただきましたので、それ
をきちんと整理して、次回にお諮りできるようにしていきたいと思
います。

若干言いわけめいたことを申しますと、国の主務省令がかなり遅れておりまして、主務
省令と整合を図る必要がございます。整合を取るとしても、それにあまり引っ張られずに、
福岡市独自のものを打ち出しながら、整理していきたいと思
っております。

今日はどうもありがとうございました。